

がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針についてのQ&A

番号	箇所	質問	回答
1	4 研修対象者	研修対象者の医師・歯科医師の参加割合はどのくらいあればよいでしょうか？	がん診療に携わる医師・歯科医師以外の医療従事者の参加は妨げませんが、医師・歯科医師の割合は、 <u>5割以上</u> が望ましいです。
2	4 研修対象者	「緩和ケア研修会を受講等すること」の「等」とはどのようなことを想定されていますか？	病院長も受講することが最も望ましいですが、開会式や修了証書授与式での <u>研修会の意義を踏まえた主旨説明を含む挨拶</u> も想定しています。
3	5 緩和ケア研修会の開催指針 (1)緩和ケアの開催指針 ②研修会企画責任者	「合同検討会議等」とはどのような会議を想定されていますか？	患者会をはじめとする患者やその家族との合同会議を想定しています。地域の状況に応じて、都道府県単位、二次医療圏単位、施設単位等の開催規模やメンバー等を調整してください。開催回数は年1回以上が望ましいです。
4	経過措置	旧指針の単位の有効期間はありますか？	あります。平成27年度末まで旧指針の単位は有効ですが、それ以降は無効となりますので、旧指針で一部受講された医師・歯科医師は、平成27年度中に全て修了するようお願いいたします。